

令和6年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金に係る補助事業者募集要領

令和6年5月27日

茨城県県民生活環境部スポーツ推進課

茨城県では、令和6年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、茨城県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還をしていただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 茨城県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について知事の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

1 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルート沿線上において、サイクルステーションの整備を支援することにより、更なるサイクリストの誘客を図り、本県のサイクルツーリズムの推進を目的としています。

(2) 事業内容

本事業は、奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルート沿線上において、サイクルステーションに必要な機能を施設に持たせるための整備及び物品の配備等に対する補助事業です。

茨城県は、補助対象事業者に対し、事業実施期間中に行われた整備及び物品の配備等に要した費用の一部を支援いたします。

(3) サイクルステーションの定義

サイクルステーションとは、飲食、地域情報の入手、駐車場の利用等が可能であり、サイクリストにとって必要な設備（シャワー・更衣室等）を有した施設とする。

(4) 事業実施期間

交付決定日～令和7年2月28日（金）

(5) 補助対象事業者

地方公共団体、民間事業者等

2 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数

審査会において、予算の範囲内で採択します。

(2) 補助率・補助額

補助対象経費の1/2以内。補助額の上限は、500万円。

3 補助金の支払い

(1) 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

ただし、必要があると認められる経費については、概算払が可能です。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行

い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

4 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年5月30日（木）

締切日：令和6年6月28日（金）12：00までに申請を実施したもの

(2) 応募方法及び応募書類

別添様式「令和6年度茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金応募申請書」を、持参又は送付（送付記録が残るもの）してください。

(3) 応募書類の提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部スポーツ推進課

6 審査・採択

(1) 審査方法・基準

審査会において、別紙で定める審査基準に基づいて審査を行います。

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、茨城県のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7 交付決定

採択された申請者が、茨城県に補助金交付申請書を提出し、それに対して茨城県が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、茨城県との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

8 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

補助対象となる経費は、サイクルステーションの整備に要するものとして明確に区分でき、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

サイクルステーションの整備（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工）に要する経費のうち設計委託費及び本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費とし、以下の項目を予定する。

- サイクリストにとって必要な設備の整備
 - ・手荷物用ロッカー、シャワー、更衣室の整備
 - ・サイクルラックの整備
 - ・レンタサイクルの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
 - ・自転車の組立・メンテナンスに必要な貸出用工具の配備
 - ・自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、ベンチ、テーブル、雨よけの設置
- その他サイクルステーションに求められる設備の整備
 - ・飲食のために必要な設備の整備
 - ・地域情報が入手できる設備の整備
 - ・駐車場の整備
 - ・その他、広くサイクリストの誘客が期待できる設備の整備

(2) 補助対象経費に計上できない経費

- ・土地建物の取得に要する費用
- ・補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

9 事業実施状況の把握

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

10 その他の注意点

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について茨城県との調整を経て決定することとします。
- ④ 補助対象経費は、補助金交付決定日以後に発生するものに限られ、当該日以前に発生した経費（契約の締結又は発注を含む）は補助対象となりません。
- ⑤ 補助事業の進捗状況を確認するため、実地検査に入ることがあります。

11 問い合わせ先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部スポーツ推進課

電話 029(301)2735

FAX 029(301)2847

E-mail chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

別紙

審査基準

審査項目		審査内容
①	事業の適格性	・ 事業内容が事業目的及び内容の要件を満たしているか。 ・ 対象となる施設はサイクリストが利用できる駐車場の駐車台数を20台以上確保しているか。
②	事業実施の必要性	・ 申請者は、当該補助事業を受けることによる効果を示しているか。
③	事業手法の妥当性、効率性	・ 事業の実施方法、実施スケジュールは現実的か。 ・ 必要経費は、事業内容に照らして妥当か。(著しく高額となっていないか)
④	事業の実施体制	・ 申請者は、サイクルステーション整備に向けた取組を効果的、効率的に実施する体制を整えているか。
⑤	事業計画の野心性	・ 申請者が立てた目標は、より高度な水準を目指す内容となっているか。
⑥	事業内容の妥当性、持続性	・ サイクルステーション整備後の運営管理は持続性の高いものか。 ・ 目標達成に向けて、運営管理体制を見直し、改善するところまで見据えられているか。
⑦	先進性・モデル性	・ 既存施設と比較して、効果的な事業提案ができているか。 ・ 全国の他事業者の参考となる、模範的な取組が期待されるか。
⑧	地域性	・ 事業内容は、地域において他事業者の模範となり、高い波及効果をもたらすことが期待されるものか。